

國學院大學學術情報リポジトリ

八王子千人同心株売買の実態

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉岡, 孝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000814

八王子千人同心株売買の実態

吉岡 孝

キーワード

八王子千人同心 株 番代 イエ 由緒

はじめに

江戸幕府直属の同心であった八王子千人同心（以下千人同心）の身分が株になり、金銭で譲渡されていたことは広く知られている。馬場憲一はこの株売買証文の検討を行ない、証文を三つに分類した¹⁾。一つには養子相続で、馬場はこれを正徳五年（一七一五）から確認され、「名跡」継承という形態がとられながら千人同心の身分が金銭の拝受によって継承されていた²⁾、つまり養子という形式をとった事実上の金銭による千人同心株の売買とした。またこれは近世前期から中期を特徴づける売買の一形態であるとした。二つには由緒番代で、これは「千人同心の身分の名跡を継ぐことなく単に金銭によって売買譲渡していく形態」である。時期は元文元年（一七三六）からみられ、寛政三年（一七九一）以降は一例を除いて由緒番代しか見られないとした。また幕末期には仮番代という由緒番代が派生する。三つには俸禄米の一部譲渡で、これは宝暦一二年（一七六二）の一例のみであり、変則的な形態である。つまり馬場にあつては俸禄米の一部譲渡を例外とし、概ね養子相続→由緒番代り→仮番代りと時期的に推移していったことになる。

しかし馬場の指摘には疑問が存在する。まず第一に養子相続と養子相続の形態をとった事実上の千人同心職の売買とが峻別されていない点である。養子相続自体は正徳五年以前も存在したのであるうし、近世後期にも多く存在したことは明らかである。問題はそれが事実上の売買に当たるかどうかであり、この点が馬場は曖昧なのである。本稿ではこれを意識し、単なる養子による相続を養子相続とし、養子相続の形式をとった事実上の売買を養子番代ということにする。また馬場が由緒番代とした史料には、由緒の文言が確認されないものがある。本稿では由緒の文言が確認されるもののみを由緒による売買が行なわれたと認識し、由緒番代と称することにした。

思うに馬場の成果にこのような問題があるのは、千人同心の身分を御家人と規定したことが一因なのではないだろうか。このことにより千人同心は御家人株を持つことが前提となり、株がいかに生じたのかという経緯に対する検討がなおざりになった。本稿では千人同心は武家奉公人であると認識する。⁽²⁾高木昭作が指摘しているように武家奉公人は武士ではない。⁽³⁾幕臣団は例外との認識もあるようだが、八王子千人同心は村に居住し、宗門人別帳に苗字を記すことなく記載されることが原則であった存在である。⁽⁴⁾幕臣団のなかで極めて例外的といっているであろう。従って他の幕臣団の常識から千人同心の存在を規定することは適当な対応とはいえない。なお本稿では千人同心の人格的関係が形骸化して身分がもっていた特権が顕在化し、「財」として意識された段階をもって千人同心株という制度の成立としたい。そして「財」としての有用性さえ意識されず、交換のためにだけ所有されるようになることをもって千人同心株という制度の確立ということにする。⁽⁵⁾

第一章 八王子千人同心株売買の基礎的条件

第一節 八王子千人同心株売買証文の検討

表1は研究史に鑑み、千人同心株売買証文と目された種類の史料を筆者が管見の限り集めたものである。ここからは正徳五年(一七一五)から明治三年(一八七〇)までの三〇点の史料が確認できる。⁽⁶⁾馬場が指摘した通り、千人同心株売買は基本的には一八世紀以降のこととしていいであろう。

表題をみると当該証文においては、統一した表題が存在しない。ここからは権力によって形式の統一を要請されたわけではないという

表1 千人同心株売買証文表

番号	年代	表題	譲渡人	被譲渡人	禄高	金額	馬場	理由	備考
1	正徳5年 11月29日	一札之事	内川源内	米山文左衛門	不明	23両	養子	養子	千人頭への願明記、本人病氣
2	元文元年 12月25日	相讓申御扶持切米之事	金子十郎左衛門	宮岡武左衛門	12俵1人扶持	17両	由緒	無記載	本人年寄・悴病氣
3	延享2年 閏12月	讓渡申証文之事	養父八木喜右衛門	八木孫右衛門	33俵2人扶持	110両	未検討	養子	千人頭相統承認、本人病氣、実子なし
4	延享3年 6月	讓証文之事	雨間村諸伝右衛門	牛浜村諸源右衛門	11俵1人扶持	24両2分	養子	無記載	千人頭相統承認、本人年寄・悴幼年
5	宝暦7年 10月	譲り渡申八王子千人同心御扶持切米証文之事	嶋崎仲右衛門	嶋崎斧右衛門	10俵1人扶持	25両	由緒	一家	本人病氣・男子なし
6	宝暦12年 3月	讓証文之事	永野三郎左衛門	宮岡十郎右衛門	6俵 (18俵の内)	22両2分	俸禄米	無記載	千人頭への願明記、不勝手
7	宝暦12年 12月	譲り渡申御切米御扶持方之事	御切米御扶持譲り主十蔵子春木万吉	野嶋多吉	15俵1人扶持	50両	未検討	養子	千人頭への願明記
8	宝暦14年 4月	譲り渡申御切米御扶持方之事	御切米御扶持譲り主平野平兵衛	河野善次郎	12俵1人扶持	33両	養子	養子	千人頭への願明記、本人病身
9	明和元年 12月	一札之事	西村丈右衛門	西村市郎左衛門	10俵1人扶持	23両	養子	養子	以下千人頭の記載なし、本人病身、惣領義絶、次男幼年、親類相応の者なし
10	安永2年 4月	讓証文之事	太田佐助	乙幡市郎右衛門	10俵1人扶持	29両	未検討	無記載	本人病身、男子なく、近き親類も相応の者なし
11	天明4年 11月	一札之事	米山幸蔵	石川喜兵衛	13俵1人扶持	37両2分	由緒	無記載	本人病身、男子なし、親類相応の者なし
12	寛政6年 正月	讓渡申御切米御扶持方之事	中村万吉組同心当人伊沢馬之助	落合太吉	12俵1人扶持	32両	未検討	由緒	本人病身
13	寛政8年 12月	讓渡申一札之事	石川伊平次	中村安八	11俵1人扶持	26両2分 2米	由緒	由緒	本人病氣・実子なし、親類願いなし
14	寛政9年 11月	御番代相讓申一札之事	栗原庄次郎	栗原兵左衛門	20俵1人扶持	56両(実 際47両)	由緒	無記載	本人病氣(旅懸奉公不動)・実子なし、親類願いなし
15	享和3年 7月	讓証文之事	小谷田市五郎	水島金平	10俵1人扶持	28両	由緒	由緒	本人病氣・親類願いなし
16	文化11年 7月	一札之事	長谷見政五郎	小嶋源之丞	13俵1人扶持	38両	未検討	無記載	本人病身
17	文政8年 5月	一札之事	西村源七	井野倉之助	10俵1人扶持	30両	由緒	由緒	遠縁、本人病身
18	天保5年 3月	千人同心株讓渡シ申証文之事	(河野伝之丞組同心高城新兵衛)	上長□村又次郎	12俵1人扶持	40両	未検討	無記載	金子は実子文左衛門が受け取る、本人老衰
19	天保8年 5月	讓定証文之事	平沼善七	平沼佐七	(13俵9升)	61両	未検討	養子	本人病氣
20	天保11年 7月	一札之事	八王子本宿榛沢逸作	根岸村惣次郎	10俵1人扶持	62両	未検討	無記載	目見金宅見分譜入用・所物入用、本人病氣
21	弘化2年 8月	讓渡申儀定証文之事	北嶋太市	野口八三郎	18俵1人扶持	85両	由緒	由緒	病癩
22	弘化3年 12月	讓状之事	原半左衛門組森梅太郎	五十子幸太郎	15俵1人扶持	70両	由緒	由緒	遠類、本人病身、実子なし、相応の者なし
23	嘉永3年 正月	讓状之事	峯尾□□	清水茂八郎	19俵1人扶持	100両	由緒	由緒	本人病身、実子なし、親類願いなし
24	文久元年 9月	讓渡申讓定証文之事	山本彙蔵	大野清次郎	10俵1人扶持	45両	由緒	由緒	本人病身、悴病身、親類願いなし
25	元治2年 4月	相頼申一札之事	萩原新之助組同心岡部良蔵	上大久野村肝要八郎兵衛	14俵1人扶持	1年3両 ずつ	假番代	無記載	10年契約、本人病氣
26	慶応2年 5月	為取替申対談讓定之事	山上平三郎	幸三郎	(記載なし)	1年4両 2分ずつ	未検討	養子	假番代、日光番支度金5両、相応の者なし
27	慶応3年 2月	譲り渡申御奉公証文之事	明組千人隊御奉公譲り主河野五郎兵衛	河野幸三郎	12俵1人扶持	60両	由緒	由緒	相応の者なし
28	慶応4年 4月	約定一札之事	榛沢熊太郎	当人市川初蔵	(記載なし)	1年10両 ずつ	未検討	無記載	假番代
29	明治2年 12月	為取替申対談讓定一札之事	中平井村青木作十郎	原小宮村白石佐五右衛門殿	16俵1人扶持	10両	未検討	有縁	印章付、本人病身
30	明治3年 6月	譲り渡申一札之事	小池忠右衛門	無記載	10俵1人扶持	14両2分	未検討	無記載	印章付、本人病身、相応の者なし

千人同心株売買証文の性質が読み取れよう。あくまでも当事者間の関係が前提なのである。また「株」という表現が予想外にみられないということも表題の特徴である。18の一例のみである。

譲渡人は千人同心株を譲渡した人物、被譲渡人は千人同心株を譲渡された人物である。したがって被譲渡人が譲渡後に千人同心に就任することになる。禄高は最低六俵から最高三三俵二人扶持までである。金額は最低一七両で最高一一〇両、禄高を無視して平均すると四〇両強である（25・26・28は支払が特殊なので平均からは除外した）。金額はゆるやかに上昇していき、幕末に下落するとは大雑把にはいえそうである。また19から23までは六〇両を下らず、一八三〇年代末から一八四〇年代末前後は千人同心株が最も高騰した時期だと考えられる。幕末になると支払方法そのものが変更される。

番代の理由をみるとほとんどの場合本人の病気が記されている。そして息子が不在、もしくは跡を継がない旨が書かれている。さらに事例によっては親類に相応の者がいない。親類の者から跡を継ぎたいという希望がない旨が記されている。こうしてみると千人同心の跡は息子が継ぐことが最も望ましく、次いで親類が継ぐことが希望されたことになる。ところで親類とはどこまでの親等を指すのであろうか。後に考えたい。

馬場の千人同心株売買の分類と実際に史料に記されている理由も掲げた。「馬場」とあるのは先述の馬場憲一の分類であり、「理由」は筆者が考察した番代の理由である。「未検討」とは馬場が検討していない史料であることを示す。史料に明確に理由が記されていない場合は「無記載」とした。馬場は元文元年（一七三六）の2を由緒番代りとした。つまり由緒番代りは普遍的に存在したとしたが、実際には「由緒」という文言が最初に出てくるのは12の寛政六年（一七九四）のことである。この点も後述したい。

29の「有縁」を「由緒」に含むと考えれば、「養子」と「由緒」・「無記載」以外は「一家」しか確認されない。先述のように研究史においては「養子」と「由緒」が強調されてきたが、「無記載」も多くあることは否定できない。表1でも12点確認できる。決して無視していない数字ではない。そして「一家」が掲載されている5は、この表にまとめられた史料のなかで唯一印鑑が押されていない史料である。このように「無記載」や「一家」を含めて千人同心の番代をトータルに説明することが本稿の課題である。

備考には番代に関する千人頭の対応を記しておいた。8までは2・5を除いて千人頭へ番代の願を出すこと、もしくは許可を得たことが記されている。5は先述した理由でこの種の記載がなくても当然である。以上のように考えると8が作成された宝暦一四年（一七六

四) までは基本的には千人同心の番代に当たっては千人頭の許可が必要であったと考えられよう。なお表1の6の史料は「俸禄米の一部譲渡」として研究史上千人同心株売買証文として位置づけられている。この史料自体は大変興味深い、他の史料と同列に扱うのは望ましくなく、派生的な存在として別稿を期したい。

第二節 千人同心の由緒と相続

表2は確認できた八王子千人同心の由緒書から、千人同心の家系の初代が何時から千人同心に就任したかを、一〇年刻みに示したものである。由緒書について筆者は一三一家の千人同心家の由緒書を確認した。由緒書が作成された時期は最も古いもので安永九年(一七八〇)二月であり、最も新しいものは明治三年(一八七〇)一二月である。平均的には残っており、近世後期はサンプル数が足りないことは否めない事実である。

千人同心は天正一〇年(一五八二)、天正一十九年(一五九二)、慶長五年(一六〇〇)の三回にわたって段階的に成立したとされる。表2の一五八〇年代、一五九〇年代、一六〇〇年代の「成立」に記した15、2、4は、いずれもこの年に就任した千人同心である。初代であるため当然番代の続柄はしない。

一六一〇年代には新しい千人同心は確認できない。一六二〇年代には新しく千人同心になった家が2件確認できる。これは従来千人同心だった家から譲渡されたものである。由緒書には譲渡人と被譲渡人の続柄が記されている場合が多い。「従弟」・「従弟違」・「又従弟」である。また続柄がなく由緒をもって譲渡したという趣旨があった場合は「由緒」にカウントした。両者の関係を示す記述がない場合は「不明」にした。実子や養子へ番代した場合は家系が変わったと認識されない、この表には加算されていない。つまり養子番代は反映されていない。実子・養子・弟・孫(例外的に父親)への番代は「直系番代」ということにする。

被譲渡者の性格をみて指摘できることは又従弟の多さと由緒の少なさである。又従弟は全部で58件確認できる。従弟は4件、従弟違は7件でこれらは例外的なものであり、親族内での相続は又従弟が圧倒的だったといっているであろう。もう一点の由緒番代は先述のように研究史上大変重要視されてきた。しかし由緒書をみると一八一〇年代にならないと確認できず、全体で4件しか判明しない。ただ由緒番代が現れたこの年代から又従弟以下の親族に対する番代が完全に消滅してしまっている。この点は先述した由緒書の残存状況にも起因

表2 千人同心由緒書表

年代	成立	従弟	従弟違	又従弟	由緒	不明	総件数
1580年代	15	—	—	—	—	—	15
1590年代	2	—	—	—	—	—	2
1600年代	4	—	—	—	—	—	4
1610年代	—	0	0	0	0	0	0
1620年代	—	0	1	0	0	1	2
1630年代	—	0	0	0	0	0	0
1640年代	—	0	0	2	0	6	8
1650年代	—	0	0	2	0	4	6
1660年代	—	0	0	4	0	1	5
1670年代	—	1	0	2	0	1	4
1680年代	—	0	0	0	0	2	2
1690年代	—	0	0	3	0	1	4
1700年代	—	0	1	3	0	1	5
1710年代	—	0	0	3	0	0	3
1720年代	—	1	0	3	0	1	5
1730年代	—	0	0	8	0	1	9
1740年代	—	0	0	5	0	2	7
1750年代	—	1	2	2	0	1	6
1760年代	—	1	1	2	0	0	4
1770年代	—	0	1	9	0	1	11
1780年代	—	0	1	3	0	1	5
1790年代	—	0	0	5	0	1	6
1800年代	—	0	0	1	0	1	2
1810年代	—	0	0	1	1	1	3
1820年代	—	0	0	0	0	0	0
1830年代	—	0	0	0	0	0	0
1840年代	—	0	0	0	1	0	1
1850年代	—	0	0	0	3	2	5
1860年～	—	0	0	0	0	0	0
年代不明	—	0	0	0	0	7	7
合計	21	4	7	58	5	36	131

全国的に武家奉公人を分析した磯田道史は、一七世紀における足輕の召し抱えは、身長制限などの身体的特徴を重視する一代抱えが一般的であったが、次第に「養子」のような血縁擬制や「看抱」と呼ばれる株譲渡の制度が発展していった。このことにより「藩主導の個人能力重視の選抜方式から、足輕が相対で株を売買・譲渡して後任候補をきめ、事後的に藩に承認させる方式に変化」していった⁽¹⁰⁾。この

するので、後で別な角度から考察したいが、その前に一点だけ確認しておきたい。又従弟といった親族関係を示す言葉は千人同心株売買証文には記載されない。従来の研究史は売買証文を中心に検討されたため、親族関係という論点は死角になっている。この点は御家人株に関する研究でも同様といえよう。この点を本稿では留意したい。

ここで由緒書の虚偽性に関する認識について述べておきたい。一般論からいっても由緒書に記載された事実が、すべて史実とはいえない。まして相続に関しては公儀は血縁を重視したため⁽⁸⁾、又従弟であっても同族であることを述べておく方が有利であったとも考えられる⁽⁹⁾。確かに由緒書に記された又従弟など血縁を表す記載がすべて事実とは断言できない。しかし筆者は以下に述べる理由により、一程度の事実性を見出すことができる⁽¹⁰⁾と考える。

表3 番代類型別表

年齢	直系番代	従弟番代	由緒番代
14歳以下			
15～19	19		2
20～25	14		2
26～30	13		4
31～35	10		1
36～40	5	1	1
41～45	4		2
46～50	2	1	2
51～55	1		1
56～60			
61～65			
66～70	2		
合計	70	2	15

点に鑑みれば千人同心株の成立は相続に対する主導権を千人頭から千人同心へ移行させる上で、与って力があつたといえるであろう。なお磯田によれば足軽が後継者の主導権を得たといつてもそれは世襲化には繋がらず、むしろ他人に株が譲渡される傾向が強いとした。この点も千人同心株を考察する上で重要である。

千人同心に話を戻そう。延宝六年（一六七八）千人頭石坂勘兵衛は千人同心に欠員が生じた場合は、千人同心の「子弟」で補うとした。^①石坂は千人同心の相続を子弟から選べといったわけではないが、欠員を「子弟」から選ぶという動向は「子弟」の地位を高め、相続に際しても「子弟」から選ばれる動向が生まれたと仮定できる。少なくとも欠員を「子弟」から選ぶことを千人頭が謳った以上、相続に際しても「子弟」を対象とすることを拒否することは難しいであろう。

では「子弟」とはなんだろう。後年のものだが、千人同心の「親類書・遠類書」をみると、親類には叔父・伯母・従弟・従弟妹が名を連ねているのに対し、「遠類書」には大叔父・大叔母・従弟違・又従弟が記されている。千人同心の場合「子弟」は遠類、つまり従弟違までは入るとした方が表²と整合性がとれる。従弟違とは「父母のいとこ」を指し、「又従弟」とは「父母のいとこの子」を指す。^②かなり広範囲な概念である。千人同心を他家に相続させる場合、本人が親類を相談することが千人同心株売買証文に明記されることが多く、そうなれば親類に適任者がいなければ遠類に話が持ち込まれるのは自然な流れではないだろうか。江戸時代の通婚圏が狭かった点を考慮すれば、又従弟が比較的近所に居住している確率は高かったはずである。

以上のように由緒書の記載は全て信用できるわけではなく、形式的に又従弟とした事例もあつたろうが、千人同心の欠員を又従弟で補うことを千人頭が公認していた点、実際に又従弟が相続する蓋然性が高かった点を考慮し、由緒書に記されている記述も一程度の信憑性をもっていると考えられよう。

『千人頭月番日記』には千人同心の昇進や降格・相続等について千人頭が審議し、その結果

が記録されている。寛政八年（一七九六）一二月から元治元年（一八六四）四月までの月番日記が断続的に残されている¹³。この史料を分析したものが表3である。つまり表3は由緒書では死角になっていた一九世紀の状況が反映されたものである。「直系番代」は俣・養子・弟・孫・父への相続を意味している。弟を養子にして相続させるといふ事例も存在する。年齢は15〜19歳が最も多く19人であり、年齢が上るにつれて漸次減少していく。70歳代の二人は子から父へ相続された事例であり、例外的なものである。「従弟番代」も2件確認できる。「従弟番代」は「由緒番代」とは峻別された概念として認識されていたことは指摘しておきたい。「由緒番代」も15件確認できる。一番多い年齢は26〜30歳であり、「直系番代」より年齢が高い。これは「由緒番代」には多額の金銭が必要になるので、ある程度経済力がついた年齢でないと不可能だったためであろう。表3は概ね一九世紀の事例であるが、従弟番代を直系番代と考えればこの時期の番代は直系番代と由緒番代の二つに絞られることになる。先述のように一八世紀には又従弟への番代が中心であり、由緒番代は一点も確認できなかったのである。この推移も整合的に説明されなければならない。

第二章 養子相続から養子番代へ

第一節 養子番代の淵源

本章では養子番代について検討したい。まず表1①の史料をみてみよう。¹⁴

【史料1】

一札之事

一、我等儀病身ニ付御奉公難相勤候ニ付、此度貴殿養子ニ仕、跡式相渡シ可申と内相談相極メ申候、然共年内余月無之二付、来春ニ罷成、御頭様江可奉願候、然ル処ニ当暮仕廻兼申候ニ付、敷金弍拾三両之内只今三両請取申候、来春御頭様江跡式貴殿へ奉願被仰出候ハ、残金弍拾三両之内ニ而我等借り置候連判借并無尺掛金等御積り次第引落殘金勘定次第御望次第以証文請取相済可申、万々一御頭様御前相済不申候ハ、来正月扶持より春夏冬三度御切米其方へ相渡シ可申候間、御請取可被成候、¹⁵之義申問敷候、為後日之我等証人ニ罷成候、仍如件、

内川源内(印)

荻原小五郎様組証人

正徳五年未ノ十一月廿九日

五兵衛(印)

大横丁二而証人

庄三郎(印)

米山文左衛門殿

【史料1】は独特な内容を持つもので、以下の史料のどれとも違っている。正徳五年(一七一五)千人同心内川源内が病気のため奉公ができなくなり、米山文左衛門という人物に「跡式」を譲るといふ内相談をして話をまとめた。しかし千人頭への願は年末のため翌年に行なうことにした。年頭に千人頭に願を出し、二月の奉公の切替時に新しく千人同心に就任するという手順であろうか。とにかくこのような記載はこれ以後の証文にはでて来ない。

しかし「当暮仕廻兼」、年が越せないために「敷金」二三両の内三両を前もって内川は受け取ったのである。「当暮仕廻兼」という切羽詰まった表現もこの後の史料にはみられないものである。「敷金」は「婚姻の際の持参金」という意味があり、⁽¹⁵⁾ここでは養子に入る際の持参金と解釈できよう。この持参金二三両は「我等借り置候連判借并無尽掛金等」などと清算されることになる。もともと既に三両は前借しているので引当金は二〇両になる。なお相続に関して千人頭の拒否が現実のものとして切実に考慮されているのもこの【史料1】のみである。他の史料は千人頭の存在を記している場合でも比較的形式的なものである。千人頭の相続への干渉は次第に形骸化していったと思われる。

「連判借」とは浅草の札差から同じ千人頭の組の者と連判して借りた借金である。源七がいくら借りたのかは不明であるが、元禄二二年(一六九九)の千人頭中村組の事例では連判借は一五両である。⁽¹⁶⁾この外にも「無尽掛金等」があるのだから源七の手許にはいくらかも残らなかったであろう。逆にいえば源七はそれだけ経済的に追い詰められていたと考えられる。

【史料1】の証人として五兵衛・庄三郎が名を連ねている。少なくとも五兵衛は「荻原小五郎様組」なのだから千人同心であることは

間違いない。筆者は先稿で近世前期には千人同心は苗字を名乗れなかったこともあると指摘したが、これはその証左である。¹⁷⁾

では【史料1】の意味は何なのであろうか。筆者はこの時点では千人同心株という概念は成立していないと考える。源七は年も越せなほど経済的に困窮していた。何としても金が欲しかったのである。そのため文左衛門を養子に入ること条件に二三両もの大金を出させたのである。これは文左衛門が是が非でも千人同心になったからではない。なぜなら千人頭の了解が得られるかどうかは不明だからである。文左衛門の行為はむしろ困窮した源七に対する扶助という性格が窺えるのではないだろうか。馬場はこの史料について「千人同心の身分が金銭の拝受によって譲渡されていた」と評価したが、不当であろう。この【史料1】は単に持参金を持って養子に入る事例に過ぎないのである。養子相続の形骸化を示す色彩はない。従って【史料1】は千人同心株売買証文とはいえない。ただ持参金を持って養子に入るといふ慣習が、養子番代の淵源であるとはいえよう。源内と文左衛門がどのような関係だったかは不明である。この点¹⁸⁾は他の史料を分析し類推するしかない。【史料2】（表1②）をみてみよう。

【史料2】

相讓申御扶持切米之事

一 私儀年寄御奉公相勤り不申、其上悴儀病身ニ而跡目相続致候体ニ無之候間、其段申上、貴殿江御奉公相讓り御切米高拾貳俵壹人

扶持相渡申所実正也、私方扶助金として新金拾七両給之儘ニ請取申候、然上者右御扶持切米相讓り申候、御切米御扶持方ニ掛り候

借金等一切出入無之候、勿論御給分之儀諸親類方より一言之違乱申もの無之候、為其親類加判を以讓り証文相渡申所仍如件

御扶持切米渡主

元文元年辰十二月廿五日

金子十郎左衛門（印）

十郎左衛門世倅

同 六郎兵衛（印）

親類

石井 権右衛門（印）

加判

宮岡武左衛門殿

尾兼 治部八 (印)

この史料は武蔵国多摩郡大久野村(日の出町)の千人同心宮岡家に伝来した史料である。馬場はこの史料を由緒番代の史料としたがどこにも由緒という文言は出てこない。内容は金子十郎左衛門が高齢になり、悴は病身であるため、宮岡武左衛門に千人同心職を譲るといふものである。注目すべきは「諸親類方より一言之違乱申もの無之候」と親類の承認が強調されている点である。「親類」が押印しているのも番代における親類の存在の大きさを物語っている。千人同心が番代する場合、まず悴が候補になり、支障があると親類が候補になる。【史料2】では悴の六郎兵衛も自ら「御奉公相譲」ることを承認し、親類もその旨を承認している。では奉公を譲られる宮岡武左衛門とはどのような人物なのであろうか。

宮岡家には由緒書が残存している。¹⁹⁾これによれば武左衛門(由緒書では十郎左衛門)と十郎左衛門は又従弟の関係にあたる。つまり親類に適格者がいない場合は又従弟への譲渡が検討されたことになる。なお前者が後者に譲渡した金は「扶助金」と呼ばれていることに注目されたい。これは病身のために千人同心を息子に譲渡できずに困っているイエに対する同族の扶助とするのが素直な解釈ではないだろうか。【史料1】については譲渡人と被譲渡人の続柄は不明であるが、否定する要素もなく、同族であると仮定しておく。つまり【史料1・2】は困難を抱えた家に対する同族団の扶助が本質であり、それに千人同心職が利用されたに過ぎない。千人同心株という概念はまだ成立しておらず、従って【史料1・2】は千人同心株売買証文とはいえない。【史料3】(表1④)は延享三年(一七四六)の武蔵国多摩郡雨間村(あきる野市)諸伝右衛門が牛沼村諸源右衛門に番代した史料である。²⁰⁾

【史料3】

譲証文之事

一我等儀拾壹俵壹人扶持ニ而千人同心勤来候処、当春より俄病身ニ罷成、御奉公難相勤候、勿論悴も有之候得共、幼年者殊ニ是も病身ニ付、御奉公相統難成相見江候故貴殿名跡ニ御願申上候処ニ御頭様より御目見江御奉公相統被仰付難有仕合候、依之御奉公貴殿方江相譲申候、右祝金末々為養育金文式拾四両式分不残儘ニ請取申処実正御座候、然上者御奉公ニ付親類者不及申、我等共子々孫々

二至迄少も相構無御座候、随分御奉公大切ニ可被相勤仕候、尤後々末々如何様之儀御座候共金銀ハ不及申、何ニ而茂無心ケ間敷儀一
切申間敷候、為後日加判証文仍而如件、

雨間村当人諸 伝右衛門(印)

同村加判 白井 仁兵衛(印)

延享三年寅六月日

牛沼村 中村 逸八郎(印)

白井友右衛門(印)

牛沼村

諸源右衛門殿

馬場は【史料3】は養子相続を示す史料としたが、史料には養子とも由緒とも記されていない。筆者はこの史料を養子番代か由緒番代かと考察することに意義があるとは思わない。【史料3】の諸伝右衛門と諸源右衛門は同姓ということもあり、同族と考えられる。また白井姓の人物が二人連署しており、ここでも同族団の関係が想定できる。【史料3】には経済的困窮を示す記述はないが、本人は病気であり、息子は幼年の上病身とあつては明るい見通しはみられない。そのようなイエに対して同族団は千人同心職を引き受けてやり、金銭も譲渡するのである。つまり同族団による相互扶助が【史料3】の本質なのである。ここでは譲渡金のこと「祝金」と呼ばれていることに注意したい。ここでは千人同心職の譲渡が素直に寿がれている。それは末々「養育金」として機能することが認識されている。この名称は以後千人同心の番代の譲渡金の名称として定着していくことになるが、後年は名目的に使用されている印象が強い。しかしこの段階では本当に同族の養育を意図するものだったのである。次節ではその同族団についてさらに考えてみたい。

第二節 同族団による千人同心職の共有化

次に掲げる【史料4】(表1⑤)は先述した通り表1収録の内唯一印鑑が押されていないものである。⁽²¹⁾

【史料4】

譲り渡申八王子千人同心御扶持切米証文之事

荻原安次郎様御組

千人同心

一 御切米拾俵二忝人扶持

嶋崎仲右衛門

右我等儀前々より八王子千人同心相勤来り候処ニ永々病氣ニ而行歩不自由ニ罷成 日光御火之番猶又欠走之御奉公難相勤候、尤代番相勤可申男子茂無之候間、今度親類共相談ヲ以其元一家之儀ニ有之候間、右御奉公譲渡シ申度達而申断候処ニ御承引有之候ニ付、我等儀□致安緒書面之御扶持切米相渡申候所相違無御座候、依之此度老母并我等為養育之金子貳拾五兩只今御渡被下慥ニ請取申候、此上右御奉公ニ付親類共者勿論若外より相障指滞候義茂有之候ハ、証人加判之者急度埒明可申候、少茂御氣遣無之御奉公大切ニ御勤可被成候、為後日讓証文指出申所仍如件

御扶持切米渡シ主

宝曆七丑年十月

嶋崎仲右衛門

従弟

嶋崎友右衛門

立会

清水甚右衛門

地方与頭証人

孫右衛門

右同断

□右衛門

従弟証人

嶋崎斧右衛門殿

甚左衛門

【史料4】は下書か控の類であろう。しかしそのためもあつてか、他の史料にはない実態を垣間見ることができ。千人同心嶋崎仲右衛門は長い間病気のため歩行が不自由になった。そのため日光火の番を勤めることができなくなった。日光火の番は千人同心の代表的公務である。防火警備であるため、千人同心は鳶口を持って激しい活動を要求される。病弱な人間には不可能である。日光火の番には親類などに代人を立てることも確認できるが、この場合は仲右衛門に実子がいなかったようで、そのため替わりに役を勤めてくれる人物が必要になった。後年の証文では日光火の番を勤められないと抽象的にしか記されていないが、ここでは非常に具体的に記してある。また【史料4】では歩行不自由になった仲右衛門とその老母に対する扶助の色彩が濃厚なことが特徴である。それは「養育之金子」という言葉からも窺うことができる。

【史料4】によれば番代に際して「親類」たちが相談したことが記されている。では親類の範囲はどこまでなのであろうか。【史料4】には「従弟」が二人も名を連ねている。「従弟」は親類を代表していると考えるべきであろう。「親類」でも候補者がいない場合は「一家」が対象になる。

嶋崎家には明治二年(一八六九)の由緒書が残されている。⁽²³⁾それによれば仲右衛門は斧右衛門の「父」とのみ記されている。斧右衛門が番代した宝暦期には「一家」という同族団の規定性が強く、後年と比較すればイエの独立性は弱かった。直系性があまり意識されない以上、千人同心の後継者は「一家」内から選ばれるのであれば何も問題ない。しかし明治初年には確乎としたイエ意識が確立している。直系による相続が望まれる以上、仲右衛門と斧右衛門の関係も親子であることが望ましい。それが「父」という表現になったのである。このように考えると番代に当たりイエにばかり着目するのは不当である。番代についての考察は、イエ概念の成立をも含む同族団・社会関係の変容という視点を取り入れないと超歴史的存在になってしまう。この点は従来の研究史に欠落した点である。

ここで同族団について指摘しておこう。かつて民俗学では本家分家関係といった抑圧的な同族団研究が盛んであったが、近年では福田アジオが「家々の形成過程が上下的な本家分家の関係を形成せずに行われたことが少なくない」と記している。⁽²⁴⁾同族団は講中や組合・地

親類などの互助組織と相俟つて、近世村落を構成してたとされる。本稿でもこのような研究動向を受けて、同族団を抑圧的な団体のみとは考えず、他の団体と有機的に関係し、相互扶助的な機能を持った系譜的な同一性を有する団体と規定する。なお鳥崎という姓に関しては元來讓渡した者の姓だったとも考えられる。

以上まとめてみると一八世紀初期には直系への相続を除くと養子番代と「無記載」の番代が確認された。また又従弟へ番代している事例も確認された。言葉を変えていえば、又従弟への番代は証文には理由が記載されず「無記載」になる。しかし番代のみに着目しても本質は理解できない。この時期はイエ意識が確乎としては確立しておらず、同族団に包摂されていた。同族団による千人同心職の共有化という視点を導入しないとこの時期の千人同心番代を理解できない。しかし一七世紀中期にイエの継承・発展が志向され、千人同心職が注目されると、状況は変わってくる。⁽²⁵⁾

【史料5】

讓渡申証文之事

御切米高三拾三俵式人扶持

一我等之儀病身ニ罷成、御奉公難相成、其上実子茂無御座候ニ付、貴殿ヲ養子ニ致、御奉公相讓申度旨、願書を以御頭様江奉願候所無相違被仰付候、依之、御扶持切米書面之通り讓渡申候、然上者、随分御奉公大切ニ可被相勤候、仍我等母子為養^育□金百拾兩樋ニ請取申候、此金子を以渡世致シ、向後我等義、いか様之儀ニ付不如意ニ罷成候共、我等母子一切貴殿介抱ニ罷成申間鋪候、若左様之儀申掛候ハ、加判之者立会急度埒明、少茂貴殿御苦勞ニ懸ケ申間敷候、
一御奉公ニ付、拝借金其外御藏前者不及申、御組之内借金出入一切無御座候、勿論日光御番中借入金、其外買懸等曾而以無御座候、尤御奉公ニ付脇より一切構無御座候、若出入ケ間敷義申者御座候ハ、加判之者立合急度埒明、貴殿御苦勞ニ懸申間敷候、為後日加判之讓証文入置申候、仍如件、

延享二年丑閏十二月

養父 八木喜右衛門^印

親類 八木 丈治郎^印

証人 城定 平馬^印

同断 向坂文左衛門[㊦]

同断 風祭 彦兵衛[㊧]

八木孫右衛門殿

【史料5】(表1③)は相模国津久井郡上川尻村(相模原市)に居住した八木家に伝来した史料である。「養子」という文言が確認される。しかしそうすると気になる文言がある。「向後我等義、いか様之儀ニ付不如意ニ罷成候共、我等母子一切貴殿介抱ニ罷成申間舗候」。千人同心を譲った喜右衛門には母親がいたようである。その喜右衛門母子は養育金一一〇両を受け取った後は、どのような経済的苦境に陥ろうと、孫右衛門の介抱にはならないと誓っている。常識的な養子の概念とは矛盾する。要するにこの段階では養子相続は形骸化して千人同心職を譲渡する口実になっていたのである。孫右衛門家はすでに慶安元年(一六四八)に千人同心組頭を田辺治郎右衛門から譲り受けていたので、千人同心に就任する権利を複数所持していたことになる。⁽²⁶⁾後年の孫右衛門家では複数所持した千人同心株を有効に使って息子を徒に送り込んでいる。⁽²⁸⁾つまりイエの発展のために千人同心職を複数所持することが志向されたのである。

先述したように番代の類型を超歴史的概念として実体化することは無意味である。一八世紀初頭はイッケのような同族団に千人同心職は共有されていたと考えるのが妥当である。養子をとるか、又従弟などの同族内の適格者へ番代するかは二義的な問題である。大切なのは同族団による相互扶助行為の実践であった。この段階では千人同心株という概念は存在していないと判断した方が自然であろう。それ故【史料1・2・3・4】は千人同心株売買証文とはいえない。しかしこのような人格的関係が形骸化してくると、番代は相互扶助行為を超えた意味を持つてくる。イエの発展のために千人同心職を希求するという志向である。【史料5】の段階では千人同心株という概念は存在しているといっているであろう。従って【史料5】は千人同心株売買証文といってもいいが、しかし株という用語は使用されていないことに注目したい。この段階では形骸化したといっても、千人同心の勤務が放棄されたわけではなかった。むしろ勤務を果たすことにより、次の展開が期待されたのである。また千人同心株入手の目的は、息子を御家人に送り込むステップであり、イエの発展のためであった。そのための手段として千人同心職が利用されており、経済的利潤の追求が目的ではない。千人同心株は金銭で売買されたが、その目的は利殖ではなく、イエへの貢献といえよう。同族団からイエが相対的に自立すると、千人同心職は同族団だけではなく、イエの発

展のために利用させるようになる。しかしこれは同族団が無力化したというわけではない。先述の福田の言葉を想起していただきたい。同族団やイエ、そして組合のような地縁的互助組織が縦横に機能するのが近世村落なのである。一八世紀中葉の千人同心株の成立はこのような近世村落の成立と関連するが、それは同族団等の人格的な結合の規定が払拭されず、千人同人の身分に内在的な有用性が見いだされており、「財」にはなっても、株が確立したとはいえないであろう。

第三章 由緒番代の変容

第一節 由緒番代の発生

本節では由緒番代の発生について考察したい。表2から明らかなように由緒書においては由緒番代が確認できるのは一八一〇年代からである。それと呼応するようにそれまで主流であった又従弟への番代は確認できなくなる。番代証文においては表1から明らかなように寛政六年（一七九四）から由緒という文言が登場する。これ以後も番代証文や月番日記において養子番代が見られなくなるわけではないが、減少傾向といっているであろう。では由緒番代と養子との関係をどう規定すればいいのであろうか。また由緒番代は先述の馬場の言葉のように単に金銭によって千人同心株を売買するものとしていいのであろうか。【史料6】（表1⑫）は由緒という言葉が明記された最初の番代証文である。²⁹

【史料6】

讓渡申御切米御扶持方之事

一拙者儀多年病身ニ罷成、御奉公難相勤候ニ付、貴殿由緒有之ニ付、此度拙者跡御番代御抱入奉願、御切米高拾貳俵ニ壹人扶持貴殿江相讓申処実正候、依之養育金して三拾貳兩被相渡遣ニ請取申候、然上者親類共者不及申、外より構一切無御座候、尤近親類之内可相勤者無御座候ニ付、貴殿相讓申候間、向後御奉公大切可被相勤候、勿論以後貴殿江厄介ニ相成不申、組懸之借金等少茂無御座候、為後日讓證文仍而如件

中村万吉組同心

寛政六年寅正月

当人 伊沢 馬之助(印)

河野四郎左衛門組同心

世話人 羽生 藤 太(印)

中村万吉組同心

世話人 虎見 市郎左衛門(印)

同

世話役 大野 儀 兵 衛(印)

同組

組合組頭 渡辺 作右衛門(印)

同組

月番組頭 八木岡岡右衛門(印)

落 合 太 吉 殿

【史料6】が前章で分析した証文と大きく異なるのは差出人の肩書である。先掲の史料では千人同心が連名する場合でもその肩書は「証人」や「親類」等であった。ここでは「世話人」「世話役」「組合組頭」「月番組頭」である。「世話人」については馬之助と太吉の間を仲介した人物と想定できる。「世話役」は正式には寛政五年に成立した組頭補佐といふべき役職であるが、実際にはこの役職は馬之助のような平同心の利益を守る役職であった。⁽³⁰⁾「組合組頭」の組合は寛政四年に成立した千人同心の地域別組織であり、地域社会のなかで孤立しがちな千人同心の結束を保障する場であった。⁽³¹⁾「組合組頭」は当然そのような「組合」を代表する存在である。「月番組頭」は千人同心たちの「自治」的活動の基盤である「月番所」の中心人物である。⁽³²⁾

「世話役」以下は寛政四年から千人同心に対して開始された一連の改革によって成立したものである。筆者はその特徴を平同心たちの利益を体制的に保証することにより千人頭の支配を再構築することだと考えるが、そう考えれば「世話役」以下が連判していること

味が理解できる。千人同心にとって番代は重要である。たとえ実子に相続させるにしても、親類以外に譲渡するにしても、主導権は千人同心が掌握しなければならぬ。千人同心は武家奉公人であり、抱入は千人頭の恣意による。一九世紀には事実上の世襲が実現していたが、それは慣習に過ぎない。まして由緒番代は家系が変わる番代である。公儀は親類への相続を基本としていたので、承認されない可能性は潜在的には存在する。「世話役」以下の公式な役職にある者が連判することにより、由緒番代が正当化されるのである。彼らの連判は千人頭の干渉を排除し、千人同心の利益を擁護する目的だったのである。

第二節 由緒番代の対象者

次に由緒番代で問題になるのは千人同心株を譲渡した人物と譲渡された人物との関係である。由緒番代が研究史でいわれるように金銭を目的とした単純なものならば、両者は親族関係でない方が自然である。

寛政五年、千人頭から組頭への申し渡された史料⁽³³⁾をみると、以下のことが記されている。平同心が番代を申請する場合、対象が忰の場合は平同心月番と世話役が向いて願書を受取、月番組頭に渡す。「身寄番代」の場合は身寄の家を月番組頭・組合月番組頭・平同心月番・世話役が対象者の家に向き本人の操行や田畑所持の状況を調査して、願書は平同心月番と世話役が受取って月番組頭に渡す。番代には前節で登場した役職の者が番代に当たって実情を調査していることがわかる。千人頭の影響はなく、彼らの承認こそが番代の成功に直結したことは明白である。では身寄番代とは何なのであるか。これは忰の場合より厳しく吟味されていることは明らかである。次の【史料7】(表1⑬)をみていただきたい。³⁴⁾

【史料7】

譲渡申一札之事

高拾壹俵

忰人扶持

右者拙者儀永々病氣ニ而御奉公難相勤候附、実子無御座、其上近親類之内ニも可相願相応之者無御座、依之以由緒ヲ貴殿江御番代相願申候、然ル上者為養育金式拾六両式分式朱不残慥ニ請取申候、且拙者身分ニ如何様之儀御座候共、貴殿厄介ニ相成申間舖候、此御

奉公二付親類ハ不及申、外より構無御座候、依之親類加判一札仍如件

寛政八年辰十二月

当人

石川伊平次（印）

親類

加判 田中安左衛門（印）

中村安八殿

これによれば千人同心石川伊平次は実子はなく、近い親類にも千人同心に相応の者はいなかった。これにより中村安八に由緒をもって二六兩二分二朱の養育金で千人同心株を譲った。この史料が由緒番代を示すものであることは確実である。伊平次は自分の身に何があっても貴殿の厄介にはならないと養子番代証文によく見られた表現を使用している。この番代に当たっては親類の承認が意図されていることが確認できる。親類を代表して千人同心と思われる田中安左衛門が加判している。【史料6】では千人同心の正規の役職についている者が連印していたが、ここではそのような者はいない。多分親類との同意を得てから、正規の役職者に連印してもらったのであろう。

この中村家には由緒書が残っている。⁽³⁵⁾それによれば伊平次と安八は又従弟になっている。このような事例は他にも確認できる。千人同心西村源七が井野倉之助に対して「貴殿遠縁之続を以千人組同心由猪（緒）御番代奉願」に記述している。⁽³⁶⁾従弟を忤に類する者と考えれば、身寄番代とは要するに遠類対象の番代の総称であろう。従って身寄番代と由緒番代は同じである。以前から家系が変わる番代は存在したが、特別な名称は与えられていなかった。それが一八世紀末に身寄番代という名称が与えられたのである。由緒番代という名称は現在の研究者共同体によってつけられた言葉である。由緒番代は初発的には又従弟への番代と内実は同質なのであった。そう考えれば表2でそれまで主流だった又従弟への番代が全く確認できなくなると、由緒という文言が登場した理由がわかる。又従弟への番代は続いてきたが、それは由緒によるものと認識されるようになったのである。表3において直系への番代と由緒番代しか確認されなかったのも同じ理由であろう。由緒番代は単に金銭を媒介にしただけのものではなく、「遠類」が対象だったのである。

しかしなぜ「無記載」であった遠類に対する証文に「由緒」という言葉が使用されるようになったのかは考慮しなければならない。

【史料7】には「拙者身分ニ如何様之儀御座候共、貴殿厄介ニ相成申間舖候」とあり、従来にも記されていた金銭の追加要求を否定する文言だけではなく、どのようなことがあっても厄介をかけないという記載は、同じ同族団の所属者に対しては冷たすぎるであろう。同族団の親密性は希薄である。これは養子番代と同じで由緒番代においても、形骸化が昂進されたということであろう。次節では由緒番代の変容について触れよう。

第三節 由緒番代の変容

次の【史料10】(表1⑱)は千人同心株という言葉が記されている唯一の株売買証文である。⁽³⁷⁾

【史料10】

千人同心株讓渡シ申證文之事

河野伝之丞組同心

一 御切米高拾貳俵

高城新兵衛

壹人扶持

此讓金四拾兩也

但シ文字金也

右者我等父高城新兵衛儀、年来御組同心御奉公相勤罷在候処、及老衰追年御奉公難相勤候得共、為冥加御奉公成丈ヶ相勤、弥御奉公相勤り兼候節者当人一同得心之上貴殿江讓渡シ候、対談を以前書讓金四拾兩之内当金拾五兩也致借用只今慥ニ請取申処実正ニ御座候、残金之儀者貴殿御目見之節御渡可被下候、尤其節迄者此度壹割五分之利分を以年々無滞急度相濟せ申候、若又滞候ハ、右殘金御渡被下候節御引落被成候而も其節一言之儀申間敷候、且右株讓渡シ之儀ニ付外より故障申もの一切無御座候、万一六ヶ敷義出来候ハ者我等方ニ而引請、貴殿江聊御苦難相懸申間敷候、為念御組同心株讓渡シ金子請取申證文入置申候処仍如件

三井村

天保五甲午年三月

金子借用人 文左衛門(印)

親類 孫重郎 (印)

同 武右衛門 (印)

若柳村

請人

八右衛門 (印)

上長□村

又次郎殿

この【史料10】は相模国津久井県三井村の千人同心高城新兵衛の子文左衛門が作成したものである。譲渡されたのは津久井県上長竹村の又次郎であろう。新兵衛は老衰のため奉公が難しくなったが、今すぐに辞めるほどではない。できるだけ勤めて勤めることができなくなったら、又次郎に千人同心株を譲るとした。このように又次郎は将来千人同心を勤める権利を四〇両(前金一五両)で前以て購入したのである。これは「先物取引」にたとえられよう。残金二五両は千人頭に御目見する時に、つまり又次郎が正式に千人同心に就任する時に渡す。また利分として一割五分を毎年文左衛門から又次郎へ送る。もし滞った場合は後金を受け取る時に清算する。なおこの文書の主体者は新左衛門ではなく、その子文左衛門であり、彼の肩書は「金子借用人」になっている。ここからは金銭授受を主目的とした契約という性格しか読み取れない。さらに文左衛門が千人同心を番代しない理由が全く不明である。従来の同種の史料には実子に相続できない理由が明記されるのが普通だったのであるが、また又次郎と新兵衛の続柄も不明である。また津久井県は千人同心の分布が希薄なところであり、嘉永七年(一八六四)時点では三井村には小野澤勘次郎という千人同心が一人存在しているだけである。上長竹村には千人同心は一人も存在しない。この点を考察すると新兵衛と又次郎の間には親族関係は存在しない可能性が高いであろう。やはり「株」という概念が成立したため、同族団の範囲を逸脱し、貨幣の欲望に任せ自由に相手を求めたと指摘できる。

【史料10】からみられる特徴は社会関係の更なる物象化である。まず千人同心本人ではなく、その息子が契約主体になっていることは相続が完全に千人同心主導になったことを示す。さらにそれを「先物取引」ということは、物象化がさらに更新したことを表しているといえよう。また文左衛門の肩書からは株を元に金子を借用したとしか思えない。なおこの史料には「養育金」というこれまで常套的

に用いられてきた表現すら現れていない。

ここでまとめておこう。この時期の特徴は遂に「株」という名称が現れたことである。もはや千人同心株それ自体には有用性は認められない。千人同心株でいかに経済的利潤を出せるかが追及される。【史料10】のようにまだ譲渡していない千人同心株によって総額四〇両もが獲得できるのである。もちろん全ての千人同心がそうだったわけではないだろうが、以後の千人同心株売買は従来とは異なった色彩を帯びていく。たとえば表1―19―23は「株」成立後に如何に購入金額が上がったかがわかる。約四〇両が平均額だったのに六〇両に跳ね上がり、最高百両にもなっている。「株」の成立が金額を押し上げていることは明らかであろう。この潮流は幕末に軍事訓練が始まるまで続いたが、本稿では紙数の関係で省略する。

おわりに

本稿は従来の研究史が養子相続と養子番代を曖昧にしていた点、ほぼ一九世紀になるまで千人同心株売買証文には由緒という文言がでてこないにも関わらず、由緒番代りとされていた点に着目した。千人同心株売買証文と呼ばれる文書群を分析すると、実は「株」という言葉自体、天保五年の一例しか確認されないこと、その直後から一八四〇年代が千人同心株の最も高値だったことが確認された。また株を譲渡された相手は、直系以外は一八世紀までは又従弟が一般的であったが、一八二〇年代からは確認されなくなり、変わって由緒番代りが出現することが判明した。

一八世紀初期の千人同心職は、同族団の相互扶助活動の一助として譲渡されていた。一八世紀中期にイエが同族団から相対的に自立すると、イエは発展の戦略として養子番代りによって千人同心株を複数所有するようになる。³⁹この時期を以て、千人同心株売買の制度的成立としたい。千人同心株は「財」として有効に使用され始めたのである。一八世紀末、千人同心の利益が保護されるような改革が行われたこともあって、相続における千人同心の主導性が一層強まると、家系の変わる又従弟への番代を「身寄番代」と呼ぶようになった。千人同心の研究史では「由緒」という言葉に引きずられて、これを由緒番代りと呼称したのである。「身寄番代」⇨由緒番代はその名が付けられ始めた一八世紀末期から一九世紀初期には、遠類への相続を示すのが一般的であり、金銭を媒介とした利殖のための株売買という色

彩は希薄であった。しかし千人同心株という文言が証文に確認された一八三〇年代からは、千人同心を実際に勤めるといふ「財」の具体性さえ喪失し、交換して利潤を得るといふ性格がクローズアップされる傾向も確認され、譲渡金も上昇していった。由緒番代の特質が「単に金銭によって売買譲渡していく形態」であるとすれば、それは厳密にはこの時期以後に確立するといふべきであろう。

註

- (1) 馬場憲一「江戸幕府御家人株売買の実態について」(『古文書学研究』第三六号、一九九二年)。
- (2) 拙稿「八王子千人同心にみる身分制社会の崩壊」(『国史学』第一六二号、一九九七年)。近年では山本英貴が千人同心を抱席の御家人としている(『八王子千人頭・同心の身分について』『八王子市史研究』第三号、二〇一三年)としている。山本は「吉岡氏の主張により、千人同心は現在、武士と農民の双方に身を置いた郷土集団として理解されている」としているが、筆者は千人同心は百姓だと主張しているのであり、全くの誤解である。このように山本の解釈には問題が多い。
- (3) 高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇年) 第IX章。
- (4) 註(2) 拙稿。
- (5) 小幡道昭「商品」(『哲学・思想事典』、岩波書店、一九九八年) 参照。
- (6) 表1作成にあたっては、『江戸幕府千人同心関係資料調査報告』、『城山町史』資料編近世、『武蔵村山市史』資料編近世、『八王子千人同心史』通史編、『多摩市史』資料編2、『日野市史』通史編、馬場註1論文、『中村家文書』『網代家文書』『河野家文書』『高尾家文書』(以上あきる野市五日市郷土館蔵)、『小島家文書』(小平市中央図書館蔵)、高城治平氏所蔵資料(神奈川県立公文書館蔵)、『大棚村文書』(慶應義塾大学文学部古文書室蔵)、『中島敏雄家文書』(入間市博物館蔵)を利用した。
- (7) 表2作成にあたっては、『江戸幕府千人同心関係資料調査報告』、『日野宿関係史料集』五、『城山町史』資料編近世、『旧入山村の探訪』、『新選組・八王子千人同心史料編』、『国立市史』中巻、『中村家文書』(あきる野市五日市郷土館蔵)、『石井コレクション』(江戸東京博物館蔵)、『小島家親類書』(自由民権資料館蔵)を利用した。
- (8) 一例だが、享保四年三月、幕府は「元来一家ニ而当时取かわしも致候程之内ニ而相応之者を可相願答」「他人を簪養子ニいたし候ハ同性之内養子ニ可致相応

之者無之時之儀二候」という文言を含む法令を通過している（『大成令』（二）、汲古書院、五二三〜四頁）。

- (9) 尾脇秀和は江戸時代は「他人を「従弟」と称して身分を相続させる方法も、常套手段として用いられた」「非血縁者を血縁者だと偽る上で、従兄弟ほど便利な統柄もなかったであろう」とした（尾脇「従弟」『鴨東通信』第九三号、二〇一四年、一頁）。確かにそのような側面を否定はしないが、又従弟が全て非血縁者と考えるのは非合理的である。

- (10) 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』（東京大学出版会、二〇〇三年）一八五〜六頁。
- (11) 『桑都日記』巻之七下「延宝六年五月条」（国立公文書館蔵、請求番号一四〇―二九〇）
- (12) 『日本国語大辞典』「従兄弟違」「又従兄弟・又従姉妹」の項。
- (13) 『八王子千人同心関係史料集』第一〜四集（八王子市教育委員会）
- (14) 『江戸幕府千人同心関係資料調査報告』（東京都教育委員会）一九五頁。
- (15) 『日本国語大辞典』「敷金」の項。
- (16) 『東京府民政史料』（龍溪書舎、一九九二年、初版は一九二〇年）二二八〜九頁。
- (17) 拙著『八王子千人同心』（同成社、二〇〇二年）二四頁。
- (18) 註（13）と同じ。
- (19) 明治二年「宮岡家由緒書」（註13書に収録）。
- (20) 註（13）書、一九六頁。
- (21) 註（13）書、一九六〜七頁。
- (22) 寛政二年二月「千人町回状之写」（『八王子千人同心史』資料編Ⅰ、七一頁）。
- (23) 註（13）書、一四四頁。
- (24) 福田アジオ『近世村落と現代民俗』（吉川弘文館、二〇〇二年）一二頁。
- (25) 『城山町史』2資料編近世、四三五頁。
- (26) 「由緒書并親類書控」（『城山町史』2資料編近世、四三六頁）
- (27) 磯田によれば「足軽層では一家族から親子兄弟が複数同時に出仕することも行なわれた」という（註8書、一八五頁）。
- (28) この点は註（17）拙著、一二五〜六頁参照。

- (29) 「高尾家文書」5—9（あきる野市五日市郷土館蔵）
- (30) 世話役については、註（17）拙著第四章参照。
- (31) 番組合については、拙稿「八王子千人組における番組合の成立とその意義」（『國學院大學紀要』第五一号、二〇一三年）参照。
- (32) 月番所については、拙稿「八王子千人組における月番所の成立とその意義」（『日本歴史』第七八三号、二〇一三年）参照。
- (33) 「組頭江申渡」（『八王子千人同心史』資料編Ⅰ）一一〇頁。
- (34) 『東京都古文書集』第一三卷 中村家（東京都教育委員会）一三〇頁。
- (35) 註（34）書、二〇八〜九頁。
- (36) 『多摩市史』資料編二近世（多摩市）四五〇頁。
- (37) 「高木治平氏所蔵資料」六（神奈川県立公文書館蔵）。
- (38) 『江戸幕府千人同心史料』（文献出版）三八七頁。
- (39) 千人同心が複数の株を所有し、社会問題になっていたことは、註（2）拙稿参照（八四頁）。